

お客さま 各位

道南うみ街信用金庫

ことら送金開始に伴う当座勘定規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、ことら送金取扱開始に伴い2024年2月21日より「当座勘定規定（一般用）」・「当座勘定規定（専用約束手形口座用）」を下記の通り改定いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

1. 改定日

2024年2月21日（水）

2. 対象規定

規定名	改定箇所
当座勘定規定（一般用）	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形口座用）	第10条（支払の範囲）

3. 改定内容

(1) 当座勘定規定（一般用）

改定後	改定前
第9条(支払の範囲) (1) (省略) (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで</u> に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。 <u>ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> (3) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。	第9条(支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (新設) (2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口座用）

改定内容は当座勘定規定（一般用）の第9条に準じます。

以上